報道資料　No.3

八代市
YATSUSHIRO

令和4年5月26日
危機管理課

自主運営避難所の登録制度を創設します
～　自治公民館等を避難所として活用します～

災害時などにおける住民の安全な場所をより多く確保するため、本市では、令和4年6月から、自治会や自主防災組織が自治公民館等の地域の集会施設を「自主運営避難所」としてあらかじめ登録し、自主的に開設・運営する制度を創設します。

1. 目　的

令和2年7月豪雨を教訓として、災害時などにおいて、住民の安全を確保するためには、市が設置する指定避難所の他、縁故避難、知人宅、地区公民館などを避難所として活用し、いち早く住民が避難できる場所をより多く確保しておくことが重要です。

そのため、本市では令和4年6月から、避難所確保策の新たな取組みとして、地域における共助の意識を醸成し、住民の「逃げ遅れ」を防ぐとともに、「集落の孤立」や「避難の分散化」に対応するため、地域の自治公民館等を避難所として活用できるようにする、「自主運営避難所」の登録制度を創設いたします。

2. 制度概要

(1)対象施設　自治会等が所有する集会施設等で立地要件を満たす施設
【立地要件】・対象施設が土砂災害特別警戒区域外に立地していること。
・対象施設が浸水想定区域内の場合は条件付き登録とする。

(2)避難所運営　自治会等がルールに基づき避難所を開設し、避難者の把握や物資の配布など、基本的な避難所運営を行う。

(3)市の支援　・食料、飲料水の供与
・避難所開設・運営・閉鎖のルール作りやノウハウの支援

3. 実施地域等

6 月から坂本地区で先行実施し、制度の検証等を行ったうえで、市全域へ展開

4. 制度の効果

・身近な施設が避難所となることにより、躊躇なく避難することができる。
・集落が孤立した場合は、食料や飲料水が支給できなくなるため、あらかじめ自主運営避難所に食料等を配備することで、集落の孤立に即座に対応することができる。
・避難を分散化することで、感染症のリスクを低減することができ、また、要配慮者等はより近くの避難所に避難することができる。

問合せ　八代市危機管理課危機管理係　　担当：小林
TEL　0965－33－4112

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS